

向日市地域活性化会議 第2回工業部会 会議要旨

日 時 平成 21 年 4 月 20 日(月) 17:00 ~ 18:30

場 所 向日市役所 3 階大会議室

内 容 1 開会

2 議事

(1) 前回会議の検討事項について

(2) 工業活性化策について

3 その他

出席者 吉田委員(司会)、高嶋委員(オブザーバー)、藤本委員、家原委員、岩口委員、岡本委員、永井(守)委員、峯森委員、山口委員、松井委員、瀧山委員、和田委員

1 開会

2 議事

(1) 前回会議の検討事項について

- 資料説明 -

事業者意向調査(詳細)

キリンビール京都工場跡地について

委員

- ・キリン跡地内に住居ゾーンの設定があるが、人口はどの程度想定されているのか。

事務局

- ・京都市域分を含め、700 世帯、2200 人の計画人口になっている(Aブロック含む)。

委員

- ・平成 15 年頃の計画では、商業ゾーンで年間 1000 万人程度の集客を目指すこととなっていた。

- 資料説明 -

企業立地優遇制度(府内他都市事例)

J R 向日町操車場について

委員(司会)

- ・説明資料の順番にこだわらず、自由に意見をいただきたい。

- ・5 月の部会は現地を視察・実態把握したい。

委員

- ・J R 向日町駅東側に会社があるが、道路で困っている。例えば国道 171 号から少しでも中に入ろうとすると、10t トラックやトレーラーが入れない。

委員

・JR向日町駅東側地域は、向日市と京都市の境界にあり、また変電所を乗り越える必要もあって、道路整備が難しくなっている。京都市にも話をしかけており、両市の利害が一致すれば現状を打開できる。また、都市計画道路ができるまでにも改善方法を考えたい。

- ・JR向日町駅（東口）が整備されれば、通勤利便性も高まる。
- ・向日市は便利な町だが、それにあぐらをかいていたところがあり、企業誘致等の姿勢が弱い。

委員

・既存の企業の張り付きがあり、残された土地も多くない。その上で工業活性化の基本的な方向をどう考えるのか。まだ新たな企業を誘致したいのか。

委員

- ・これまで認識が薄かったが、企業誘致は取り組みたい。
- ・国・地方の財政とも厳しく、住民サービスの向上のためにも企業を誘致し、働く場を創出したい。
- ・キリンビール京都工場跡地（C2街区）にも企業誘致を図りたい。

委員

・今最もやるべきことは、まず既存企業を逃がさないこと。次に、既存企業の意識を高めること。第三に既存企業が困っているとき、また、事務所や工場を拡充したいとき、何が何でも市内で対応していくこと。

・そうした既存企業の満足度を高めることがまず必要ではないか。そのため、地元企業との懇談会等を開催し、意見を聴き、対応していくことが大切。

事務局

・ご指摘の通りで、我々としても（例えば国道171号からトレーラーが入れる幅員の整備など）基盤整備や制度面に関して意見を聴き、条例の制定も含めて考えたい。それが新たな企業を誘致する環境づくりにもつながる。

委員

・企業誘致は海外との競争でもあり、振興策として何となく「これだけのものを準備しました」ではなく、よほどインパクトがあるものを打ち出さないと難しい。

・それなら、まず地元企業が困っていることや、増産したいという要請に応えることを優先し、地元企業に「向日市はいいよ」と愛着を持ってもらえる制度をつくる。そのためには地元企業のニーズを引き出すことが近道ではないか。次の段階として口コミで関連企業を（人間関係で）引っ張ってきてもらうようにする。遠いように見えて、実際はそういう方法が実効性を持っている。まずは人間関係を構築することが大切。

委員

- ・話し合いの場を増やすことは必要。
- ・併せて、鉄道や国道171号という大動脈を生かしたい。特に国道沿いは小規模な店舗が国道沿いの便利なところに立地し、奥の用地が効果的に活用できていない。

委員

- ・まだ、何を呼び込もうとしているか見えない。重点とする業種などを明確にすべき。
- ・また、立地企業との人間関係づくりも打ち出していくべき。

委員

- ・向日市には既に企業があり、企業同士のコミュニケーションや交流の場をつくり、話し合ってもらうことでレベルが上がる。
- ・市内で 1000 m²超の敷地を用意することは難しく、他都市に比べ劣る。京都府の制度も向日市に進出する企業では使えない。向日市の制度融資も利子補給期間 3 年、融資限度額 700 万円に限るのも、そうする必要はないのでは。
- ・JR の 33 万 m²は何とか向日市のために使えないか。

委員

- ・これまでは住宅行政中心で、福祉や教育を重視し、企業には目が向いていなかった。結果として市内企業の流出等が起こったことは反省し、産業振興にも力を入れようとしている。ただ財政的にも厳しく、基盤整備などがなかなか進まない。
- ・そうした中でも、融資限度額を 600 万から 700 万に引き上げている。

委員

- ・狙いのない企業誘致は難しい。まず既存企業に目を向け、芽を育てるところを重視してほしい。
- ・周辺の竹林や丘陵地をみると、老後を安心して託せるまちといえる。例えば病院を誘致すれば雇用にもつながる。高齢者医療などに焦点を当て、そのための仕掛けや制度を整え、工業施策と並ぶものにしていくという方法もまちづくりの選択肢の一つではないか。

委員

- ・同意見である。何が何でも工業を引っ張ってくるというのは無理がある。企業にとってのインセンティブがない。それよりも向日市の強みを生かし、外に対して何を発信できるかという観点で方向を考えるべきではないか。
- ・基盤整備や線引きの見直しは、すぐに対応できるものなのか。都市化が進んだ都市で、簡単には難しいだろう。

委員

- ・工場に限定しているのではなく、企業・事業所に来てほしい。小さくても雇用を生み出す企業もある。
- ・現在、都市計画道路の見直しを進めており、既存道路の整備についても併せて対応したい。

委員

- ・府内で老後を（高齢者ばかりでなく、若者も子どもも）安心して住める都市づくりを先取りしてはどうか。

委員

- ・高齢者向けのウェルネスビジネス市場が広がっている。ベッドタウン化が進んだ向日市は、まち全体で高齢化が進むので、シルバービジネスやコミュニティビジネスを実験しやすい環境にある。先取りするというのは自然なことだろう。

委員（司会）

- ・病院が移転するといった例は近辺にあるのか。

委員

- ・国の政策として今後、出てくる可能性もあるのではないか。大病院でなく、スモールサイズの病院でもよいし、そういう時代になってくる。

委員（司会）

- ・病院が立地する場合の用途地域の制限は。

委員

- ・準工業地域なら大丈夫。ただ、国は総量として病床を増やす方向にはない。
- ・専門の大学教授を呼んで、一度話を聴いてほしい。交通利便性＋住み良さを活かし、医療経済を先取りするソフト・ハードのインフラを整備するというのは、都市戦略の一つになりえる。

委員

- ・話はわかるが、今後、向日市が合併も含めてどうしていくのかを考える必要がある。それによってすべきことも変わる。

委員

- ・商工会は先行し、2市1町で議論を進めている。しかし、古くからの人は柔軟に考えられないところもある。

委員

- ・競輪場の問題は議論しないのか。

委員

- ・今年4月から京都府で検討委員会を設置し、明日、第1回会議がある。向日市からは2名が参加する。
- ・いつ頃結論が出るかわからないので、公（おおやけ）に協議するのは難しい。庁内では議論を始めつつある。

委員

- ・京都府にはコンサートや展示のための大きなホールがないので、廃止して転用できないか。「向日市＝競輪場のまち」というイメージも払拭できる。

委員

- ・市民アンケートで競輪場のことも聞いていたのではないか。

委員

- ・存廃ではなく、競輪場についてどう思うか、という設問を設けた。

委員

- ・向日市が単独で考える必要はない。しかし市にとって最も大きなネックになっている。

和田委員

- ・京都府の力がなければ、あまりできることはない。

委員（司会）

- ・競輪場については、商業部会でも議論があるかもしれない。割り振りはどう考えるのか。

事務局

- ・現在はまだ市としての考え方をまとめられる段階になく、審議の場でどんどん意見を出してほしい。

委員

- ・長岡京市に行くと、池周辺は人が集まるようになっている。車は文化会館の駐車場を開放していた。向日市にはさくらまつり以外に人が集まる場所がなく、憩いの場があってこそ、活性化ができるのではないかと。工場ばかりでなく、向日市の良いところを生かしてほしい。

委員

- ・多くの人に来てもらえれば、賑わいが生まれ、活性化につながり、利便性も高まる。観光資源でも単品でとらえるのではなく、ネットワーク化することが必要。

委員

- ・キリンビール京都工場跡地のC2街区を全て譲ってもらうことはできないのか。以前、企業が立地する時も、どちらに本社を持ってくるかによって税収が左右された。

事務局

- ・土地の買収は難しいが、以前のテツを踏むことがないよう、本社機能や中核機能は向日市に立地するよう、要請している。

委員（司会）

- ・今後も議論の機会があるので、さらに政策について議論を深めたい。

3 その他

- 次回、市内視察の実施について -

工業部会資料

向日市産業振興のための事業者意向調査

【クロス集計】 未回答および重複回答含む

問 9 (業種) × 問 2 1 (年間利益)

問 8 (創業年代) × 問 9 (業種)

問 1 (エリア) × 問 2 6 (他の地域より優れていること：優先順)

問 1 (エリア) × 問 2 8 (大きな問題と考えること：優先順)

問 1 (エリア) × 問 3 3 (どのような支援・施策が必要か：優先順)

エリア図添付

問1(エリア)×問26(他の地域より優れていること:優先順) 未回答および重複回答含む。

エリア	A			B			C			D			E			F			G			無回答		
エリア人数	1			18			1			25			15			0			7			13		
他の地域より優れていること(優先順)																								
回答数	1	1	0	16	11	5	1	1	1	25	12	9	14	12	7	0	0	0	7	5	1	10	5	5
1、交通利便性の良さ	1			10	1	1		1		10	2		5	1					1	2		7		
2、公共交通機関へのアクセス				3	6		1				2		1							1			3	
3、業者間の連携						1				2	2	1		3					1		1	1	1	
4、資金調達機能														1										
5、企業の集積度合い											1	1	2		1				1					1
6、中核企業の存在										1	1			1										1
7、周辺道路関連のインフラ		1			1					3	2	2	3	1	1				2	1			1	
8、用水・排水等の水関連のインフラ					1							1												
9、電力関連インフラ																								
10、情報インフラ(ブロードバンド等)																								
11、質の高い住環境						1							1	1										2
12、医療サービス											1				1									
13、福祉サービス													1											
14、文化・商業施設						2		1		1					1					1				
15、市の魅力・活力					1							1		1	2									
16、その他(具体的に)					1						1	1												
17、特にない				3						8		2	1	3	1				2			2		1
16における具体的な記述				これから発展する可能性がある						自然環境														

問8(創業年代) × 問9(業種) 未回答および重複回答含む。

年代	明治	大正	昭和20年以前	昭和21～29年	昭和30年代	昭和40年代	昭和50年代	昭和60年代	昭和(年代未記入)	平成1～9年	平成10年以上	無回答
人数	2	0	3	0	8	17	16	8	3	10	11	2
業種回答数	2	0	3	0	6	16	17	8	3	10	11	0
1、食料品						1	1		1		2	
2、繊維、衣服						1	1	1			2	
3、木材・木製品	1					2	1	1				
4、家具・装備品			1				1					
5、パルプ・紙・紙加工												
6、出版・印刷												
7、化学					1							
8、プラスチック製品										1		
9、皮革、同製品												
10、窯業・土石製品							1	1				
11、金属製品					1	1	1					
12、情報通信								1				
13、一般機械器具						1	1					
14、電気機械器具						1	1	1		3		
15、輸送用機械器具												
16、精密機械器具						1		1	1	1		
17、その他の製造業(具体的に)								1		1		
18、輸送業							2			1	2	
19、建築業						3	2			1		
20、自動車販売・修理			1			1				1		
21、卸売業(具体的に)					1		1					
22、小売業(具体的に)						1		1	1		1	
23、その他(具体的に)	1		1		3	3	4			1	4	
21、22、23における具体的な記述	倉庫・物流		保管業		竹製品	倉庫業	銀行業務	建築金物、 大工道具、 機械工具など	建設機械販売修理	産業廃棄物収集運搬業、 輸送業	アルミケース製造販売	
					廃棄物処理業	金融業	建設業			設備機械(ロール)	アミューズメント	
					金融	ガス器具	金融業				建設業	
							製造業					
							飲食業					

問9(業種) × 問21(年間利益) 未回答および重複回答含む。

年間利益	増加	変化なし	減少	無回答
人数	11	23	41	5
業種回答数	10	23	39	4
1、食料品		1	3	1
2、繊維、衣服	1	1	3	
3、木材・木製品		2	3	
4、家具・装備品			2	
5、パルプ・紙・紙加工				
6、出版・印刷				
7、化学				1
8、プラスチック製品		1		
9、皮革、同製品				
10、窯業・土石製品	1		1	
11、金属製品		1	1	1
12、情報通信	1			
13、一般機械器具		2		
14、電気機械器具	1	3	1	1
15、輸送用機械器具				
16、精密機械器具	1	2	1	
17、その他の製造業(具体的に)	1		1	
18、輸送業		3	2	
19、建築業		2	4	
20、自動車販売・修理		1	2	
21、卸売業(具体的に)		1	1	
22、小売業(具体的に)		1	3	
23、その他(具体的に)	4	2	11	
21、22、23における具体的な記述	銀行業務	倉庫業	建築金物、大工道具、機械工具など	
	産業廃棄物収集運搬業および輸送業	金融業	保管業	
	廃棄物処理業	製造業	倉庫・物流	
	設備機械(ロール)		金融	
			建設機械販売修理	
			アミューズメント	
			竹製品	
			建設業	
			ガス器具	
			建設業	
			金融業	
			アルミケーシング製造販売	
			飲食業	

京 都 府 内 市 町 村 の 企 業 立 地 優 遇 制 度 の 状 況

<ul style="list-style-type: none"> ・ 京 都 市 . . . P 1 ・ 京 都 市 . . . P 2 ・ 京 都 市 . . . P 3 ・ 京 都 市 . . . P 4 ・ 京 都 市 . . . P 4 . P 5 . P 6 ・ 京 都 市 . . . P 6 ・ 京 都 市 . . . P 6 . P 7 ・ 京 都 市 . . . P 7 . P 8 ・ 京 都 市 . . . P 8 ・ 京 都 市 . . . P 9 ・ 京 都 市 . . . P 9 ・ 京 都 市 . . . P 9 . P 1 0 ・ 京 都 市 . . . P 1 0 ・ 京 都 市 . . . P 1 0 . P 1 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野 間 町 . . . P 1 1 ・ 野 間 町 . . . P 1 2 ・ 野 間 町 . . . P 1 3 ・ 野 間 町 . . . P 1 3 ・ 野 間 町 . . . P 1 4 ・ 野 間 町 . . . P 1 4 ・ 野 間 町 . . . P 1 4 ・ 野 間 町 . . . P 1 5
--	--

京都府内市町村の企業立地優遇制度の状況

市町村名	京丹後市		
条例等の名称	京丹後市工場立地促進条例	半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例	農村地域工業等導入地区における京丹後市税条例の特例に関する条例
優遇措置	便宜供与 奨励金	固定資産税の不均一課税	固定資産税の課税免除
対象地域・対象者	市内に新設又は増設しようとする工場	市内全域（新・増設する者）	特定地域内において新・増設する者
対象要件	【便宜供与】 ・事業所の既常用雇用者100以下 投下固定資産額 3,000万円以上 ・事業所の既常用雇用者100超過 投下固定資産額 5,000万円以上 【奨励金】 上記の条件を満たし、かつ常用雇用者が3人以上増加した場合	機械、建物等の取得価格 2,700万円超	・機械、建物等の取得価格 3,000万円超 ・一部特定事業 従業員15人以上 ・その他の事業 従業員基準なし
内 容	【便宜供与】 ・市の産業振興上必要と認める条件の整備 【奨励金】 ・固定資産税相当額 ・5年間	・3年間 ・適用税率 （第1年度）100分の0.14 （第2年度）100分の0.35 （第3年度）100分の0.7	・固定資産税相当額 ・3年間

市町村名	宮津市		
条例等の名称	宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例	半島振興法における固定資産税の特例に関する条例	宮津市新産業等創出奨励事業費補助金交付要綱
優遇措置	立地促進奨励金 雇用促進奨励金 便宜供与	固定資産税の不均一課税	新技術開発、新分野進出等を目的に新たな事業化のための調査・研究等に対する補助金
対象地域・対象者	市内（新設・増設・移設又は建替える者）	市内（新・増設する者）	市内（事業化を行おうとする個人又は法人）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額:2,500万円以上 ・地元雇用者が3人以上で、かつ、この水準を維持するもの 	機械・建物等の取得総額 2,700万円以上	新規性・経済性・先導性・実現性を満たすもの
内 容	【立地促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> ・3年間 ・対象年度の固定資産税額に相当する額を翌年度に交付 【雇用促進奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> ・3年間 ・（第1年度）新たな地元雇用者1人につき15万円を乗じ得た額 ・（第2・3年度）地元雇用者の純増加数に15万円を乗じ得た額 【便宜供与】 <ul style="list-style-type: none"> ・用地のあっせん ・公共性のある道路等の整備 ・労働力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間 ・適用税率 （第1年度）100分の0.14 （第2年度）100分の0.35 （第3年度）100分の0.7 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 補助対象経費の3分の1以内 ・補助額 50万円を超え500万円以内

市町村名	福知山市		
条例等の名称	福知山市企業誘致促進条例	福知山市工場等操業支援条例	京都北部中核工業団地企業立地促進条例
優遇措置	雇用奨励金 工場等新設奨励金 固定資産税の免除	雇用奨励金 工場等新設等奨励金 工場等建替え奨励金 固定資産税の減額	水道使用奨励金
対象地域・対象者	工場等の新設（同一工業団地除く）	工場等の新設・増設・建替え	平成22年度までに同工業団地に立地した工場等
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得面積 3,000㎡以上 ・投下固定資産総額 3億円以上又は新規雇用10人以上 	投資額5,000万円以上 近畿圏都市開発区域指定に伴う市税特別措置条例の適用を受ける者を除く	
内 容	<p>【雇用奨励金】 新規雇用1人あたり10万円</p> <p>【工場等新設奨励金】 新工場1㎡あたり2,000円</p> <p>【固定資産税の免除】 3年間の全額免除</p>	<p>【雇用奨励金】 新規雇用1人あたり10万円</p> <p>【工場等新設等奨励金】 新工場1㎡あたり2,000円</p> <p>【工場等建替え奨励金】 解体する工場1㎡あたり1,000円</p> <p>【固定資産税の減額】 固定資産税の課税標準の100分の1.5に対し適用税率 （第1年度）100分の0.7 （第2年度）100分の1.05 （第3年度）100分の1.225</p>	水道使用料の一部に相当する額 1㎡あたり単価100円を基本として、それを超える料金相当額を交付

市町村名	舞鶴市		綾部市
条例等の名称	舞鶴市企業進出促進融資制度	舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例	綾部市工業団地企業立地促進対策補助金交付要綱
優遇措置	融資	働く場の創出補助金 企業立地補助金	用地取得への補助金
対象地域・対象者	市内（新設する者）	工場適地等に立地する企業	綾部市工業団地の用地を取得した者
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地元雇用者数 10人以上 ・環境保全等の適切な措置 次のいずれかの業種に属する者に限る。 食料品製造業、化学工業、一般機械器具製造業、電機機械器具製造業、輸送機械器具製造業、精密機械器具製造業 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業及び市長が特に認めた事業を営むもの ・工場適地等への工場施設等の新設、又は増設を行うもの ・投下固定資産額等が3億円以上、かつ地元新規雇用者数が10人以上であるもの 投下固定資産額等には土地の取得額を含めない。 	分譲開始の日から2年を超え、6年以内に用地取得
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 10億円 （ただし、企業進出に係る設備投資額の80%以内の額） ・返済期限 10年以内 	<p>【働く場の創出補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元新規雇用者1人つき年間100万円 ・操業年度から3年間 操業初年度は全雇用者分を2年目以降は初年度（前年度）からの増加額を補助 <p>【企業立地補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物・設備に係る初期投資額の5%相当額を操業年度に補助 	補助金算出基準率 用地取得価格の0.5%

市町村名	綾部市		
条例等の名称	綾部市工場設置奨励条例	近畿圏都市開発区域等における綾部市市税条例の特例に関する条例	綾部市中小企業振興条例
優遇措置	奨励金	固定資産税の不均一課税	便宜供与
対象地域・対象者	市内（新・増設する者）	(1)近畿圏都市開発区域（新・増設する者） (2)市内（移転促進地域から移転した者）	工場適地 市長が定める地域（新・増設する中小企業者等）
対象要件	・機械、建物等（土地を除く）の取得価格 大企業：1億円以上 中小企業：1,000万円以上 近畿圏都市開発区域等における綾部市市税条例の特例に関する条例の適用を受ける者を除く	【(1)の場合】 ・機械、建物等（土地を除く）の取得価額 9億円超 ・増加雇用者 50人超 【(2)の場合】 ・機械、建物等（土地を除く）の取得価額 2,400万円超	商工振興上必要と認める者
内 容	3年間で1年分の固定資産税額を奨励金として交付	・3年間 ・適用税率 （第1年度）100分の0.7 （第2年度）100分の1.05 （第3年度）100分の1.225	・用地のあつせん ・道路、上水道整備等

市町村名	綾部市	亀岡市	南丹市
条例等の名称	綾部市工場用水使用料支援補助金交付要綱	亀岡市企業立地促進条例	南丹市工場等誘致条例
優遇措置	上水道使用料（工場用水契約）への補助金	企業立地奨励金 雇用促進奨励金	工場等設置奨励金 新規雇用促進奨励金
対象地域・対象者	京都府工業用水道が整備されていない区域への新規立地及び既存企業	<ul style="list-style-type: none"> ・以内の工業系地域（準工業地域、工業地域）又は市長の指定する地域（工場立地法の適地、市等の造成工場用地、市長特認）で新設・増設・建替する者 ・製造業、情報関連産業、自然科学研究所その他市長が特に認める事業 	市内（新・増設する者）
対象要件	検針月（2か月毎）ごとの工場用水使用量が1,000m ³ 超で、かつ年間総使用水量が6,000m ³ 以上の企業	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の場合 投下固定資産総額1億円以上かつ常時10人以上（新規市内在住者1名以上） ・増設・建替の場合 増加した固定資産総額が1億円以上かつ常時雇用5人以上の増加（新規市内在住者1名以上） 	投資総額3,000万円以上で常時従業員数20人以上の工場等設置事業所
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・1,001m³以上3,000m³以下の場合 (水道使用量 - 1,000m³) × 238円 × 1/10 ・3,001m³以上10,000m³以下の場合 (3,000m³ - 1,000m³) × 238円 × 1/10 + (水道使用量 - 3,000m³) × 238円 × 2/10 ・10,000m³超の場合 (3,000m³ - 1,000m³) × 238円 × 1/10 + (10,000m³ - 3,000m³) × 238円 × 2/10 + (水道使用量 - 10,000m³) × 238円 × 3/10 	<p>【企業立地奨励金】 固定資産税額及び都市計画税相当額以内（全額3年間）</p> <p>【雇用促進奨励金】 ・1人あたり 30万円 ・上限（50人） 1,500万円</p>	<p>【工場等設置奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間 ・固定資産税相当額を次により交付 新設及び投資総額10億円以上の増設の場合 (第1年度)100% (第2年度)90% (第3年度)80% (第4年度)70% (第5年度)60% ・投資総額10億円未満の増設の場合 (第1年度)50% (第2年度)45% (第3年度)40% (第4年度)35% (第5年度)30% <p>【新規雇用促進奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内より1年以上引き続いて常時雇用する従業員1人につき15万円（3年間で分割交付） ・1事業所あたり450万円（30人分）を限度

市町村名	南丹市	京都市	
条例等の名称	南丹市京都新光悦村企業立地促進条例	京都市企業立地促進融資制度	京都市ベンチャー企業育成支援補助金
優遇措置	企業立地奨励金 雇用促進奨励金	融資	補助金
対象地域・対象者	京都新光悦村（新設する者） 雇用促進奨励金 市内在住者を1年以上常時雇用すること	市内の工業系地域、高度集積地区、桂イノベーションパーク地区に工場、開発拠点、研究所を新増設する製造業、情報処理サービスを営む中小企業者	市内全域で事業所を新設する中小企業者
対象要件			次のいずれかに該当する者 ・京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業 ・バリュークリエーション審査委員会オスカー認定企業 ・市が所管・設置するインキュベート施設に入居又は入所していたことがあり、一定の条件を満たす者
内 容	<p>【企業立地奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間 ・固定資産税相当額を次により交付 （第1年度）100% （第2年度）90% （第3年度）80% （第4年度）70% （第5年度）60% <p>【雇用促進奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住雇用者×30万円 ・限度額 1事業所あたり450万円（15人分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、研究所を建設する資金（土地取得資金・設備導入資金含む） ・融資限度額 5億円 ・融資利率 年1.8%以内の金融機関所定利率（固定） ・融資期間 15年以内 ・返済方法 均等月賦返済（必要により1年以内の措置期間を認める） ・受付場所 市制度融資取扱金融機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の新設に伴い取得した固定資産（土地を除く）に係る固定資産税及び都市計画税相当額2年分 ・事業所の新設に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に当該調査に要した経費相当額（限度額5,000万円）

市町村名	京都市		長岡京市
条例等の名称	京都市企業立地促進制度（全市一般施策）補助金	京都市企業立地促進制度（特定地域施策）補助金	長岡京市企業立地促進条例
優遇措置	補助金	補助金	事業所初期整備助成金 事業所設置助成金 操業支援助成金 地元雇用促進助成金
対象地域・対象者	市内の工業系地域、高度集積地区又は桂イノベーションパークで製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む者	高度集積地区又は桂イノベーションパーク地区（その他市長が認める地域）で京都市スーパーテクノロジー構想に掲げる新規成長分野事業又は21世紀の市の基幹産業となり得る先端産業分野の事業を営む者	・製造業 ・情報関連産業 ・自然科学研究所 ・物流業
対象要件	工場、開発拠点、研究所の新増設等により ・生産等設備取得費が2,500万円以上 （ただし、対象者が中小企業者、又は対象事業が研究所に係るものである場合に限り1,000万円以上） ・対象事業所雇用者数が5名以上かつ市域内での雇用者総数が増加すること	本社、工場、開発拠点、研究所の新増設等による投下費用（土地を除く）が3億円以上（ただし、対象者が中小企業者、又は対象事業が研究所に係るものである場合に限り1億円以上）	・製造業（先端産業）の本社、情報関連産業及び自然科学研究所の本社・工場等 用地面積500㎡以上又は投下固定資産額等5,000万円以上かつ地元新規雇用者数1名以上 ・製造業（先端産業）の工場等、製造業（先端産業以外）及び物流業の本社・工場等 用地面積500㎡以上かつ投下固定資産額等1億円以上又は地元新規雇用者数1名以上
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業に伴い取得した固定資産（土地を除く）に係る固定資産税及び都市計画税相当額2年分 対象事業に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に当該調査に要した経費相当額（限度額5,000万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業に伴い固定資産（土地を除く）に係る固定資産税及び都市計画税相当額5年分 対象事業に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に当該調査に要した経費相当額（限度額5,000万円） 	【事業所初期整備助成金】 <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財発掘調査の100分の50以内 限度額 1,000万円 【事業所設置助成金】 <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額等の100分の10以内 リース資産等は市長が決める額 製造業（先端産業）、情報関連産業及び自然科学研究所に係る事業所については限度額3,000万円 製造業（先端産業以外）及び物流業に係る事業所については限度額1,000万円 【操業支援助成金】 固定資産税（土地を除く）の課税額に次の率を乗じて得た額 （第1年度）75/100 （第2年度）50/100 （第3年度）25/100 限度額5,000万円（3年間合計） 【地元雇用促進助成金】 <ul style="list-style-type: none"> 30万円に地元新規雇用者数を乗じて得た額 限度額 3,000万円（4年間の合計）

市町村名	宇治市	城陽市	八幡市
条例等の名称	宇治市企業立地促進条例	城陽市企業立地促進条例	八幡市工場等誘致要綱
優遇措置	事業場等設置助成金 操業支援助成金 雇用創出助成金	事業場等設置助成金 操業支援助成金 雇用創出助成金	工場基盤整備事業への補助金
対象地域・対象者	<ul style="list-style-type: none"> 主に工業地域、準工業地域 情報関連産業 自然科学研究所 製造業 市長特認 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に都市計画法上の工業地域、準工業地域及び市長が指定する地域内に事業場等に移転、新・増設する企業 情報関連産業、自然科学研究所の本店及び事業場、先端産業に属する製造業の本店 	市内（都市計画法上の工業専用地域、工業地域又は準工業地域内）で工場等を設置した者
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 情報関連産業・自然科学研究所に係る本店及び事業場、製造業（先端産業）に係る本店で用地面積500㎡以上又は投下固定資産額等5,000万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上 製造業（先端産業）の事業場、製造業（先端産業以外）及び市長特認の本店及び事業場で用地面積500㎡以上かつ投下固定資産額等1億円以上又は地元新規雇用者数1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積500㎡以上又は投下固定資産額等5,000万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上 先端作業に属する製造業の事業場、先端産業以外の製造業の本店及び事業場、市長が特に認める産業の本店及び事業場 敷地面積500㎡以上かつ投下固定資産額等1億円以上又は地元新規雇用者数1人以上 	対象者が工場等の設置に伴い道路又は水路を整備するものであって、当該道路・水路が市に帰属しているもの
内 容	<p>【事業場等設置助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額の100分の10以内の額、リース資産等は市長が定める額 情報関連産業・自然科学研究所及び製造業（先端産業）に係る事業場については限度額3,000万円 製造業（先端産業）及び市長特認に係る事業場については、限度額1,000円 <p>【操業支援助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税（土地を除く）の課税額に次の率を乗じて得た額 （第1年度）75/100（第2年度）50/100（第3年度）25/100 限度額5,000万円 <p>【雇用創出助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 30万円に地元新規雇用者数の増加数を乗じて得た額 限度額 3,000万円 	<p>【事業場等設置助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産額（土地を除く）の100分の10以内の額 限度額 3,000万円 （情報関連産業、自然科学研究所及び先端産業に属する製造業に係る事業場以外は1,000万円） <p>【操業支援助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税相当額（土地を除く）に次の率を乗じて得た額 （第1年度）75/100（第2年度）50/100（第3年度）25/100 3年間の交付額の上限 5,000万円 <p>【雇用創出助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 操業開始日の属する年度の翌年度以降4年度間に1年以上継続して新たに雇用した市内在住従業員数に30万円を乗じて得た額 4年間の交付限度額の上限 3,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> 当該工業基盤整備事業に要した費用の範囲内で市長が必要と認めた額とし5年間の間に交付 各年度の最高限度額は当該年度の納税額の20%

市町村名	八幡市	京田辺市	木津川市
条例等の名称	八幡市工業団地工場等誘致要綱	関西文化学術都市建設等に係る京田辺市税条例の特例に関する条例	関西文化学術都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例
優遇措置	誘致奨励金	固定資産税の不均一課税	固定資産税の不均一課税
対象地域・対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡市内の工業団地へ立地する者 ・物品の製造・加工等の事業を営む者又は施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化学術研究地区内（新・増設する者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化学術研究地区内（新・増設する者）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地取得 5,000㎡以上 ・償却資産取得価額 1億円超 	当該特定研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地	<ul style="list-style-type: none"> ・当該特定研究施設の用に供する償却資産若しくは家屋又はその敷地である土地 ・2億円以上
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物償却資産に係る固定資産納税額の60%（期間は1年） ・法人市民税納税額の100%（期間は1年） ・緑地整備に対する補助あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間 ・適用税率 （第1年度）0.14/100（第2年度）0.467/100 （第3年度）0.933/100 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間 ・適用税率 （第1年度）0.14/100（第2年度）0.467/100 （第3年度）0.933/100

市町村名	木津川市	与謝野町	
条例等の名称	木津川市企業立地促進条例	与謝野町企業誘致条例	半島振興対策実施地域における与謝野町条例の特例に関する条例
優遇措置	事業場設置助成金 雇用創出助成金 操業支援助成金	奨励金 利子補助金 便宜供与	固定資産税の不均一課税
対象地域・対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市外からの進出企業 ・用途地域は準工業地域等 ・情報関連産業 ・自然科学研究所 ・製造業 ・市長特認 	町内（新・増設する者）	町内全域（新・増設する者）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・情報関連産業、自然科学研究所に係る本店及び事業場製造業（先端産業）に係る本店 用地面積500㎡以上又は投下固定資産額等2,000万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上 ・製造業（先端作業）に係る事業場、製造業（先端産業外）及び市長特認に係る本店及び事業場 用地面積500㎡以上かつ投下固定資産額等5,000万円以上又は地元新規雇用者数1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の設置に要する固定資産の取得価額が5,000万円を超えること ・常用従業員、下請事業所等の合計人数が10人を超えること 	機械、建物等の取得価格 2,700万円超
内 容	<p>【事業場設置助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額等（土地取得を除く）の100分の10以内の額、リース資産等は市長が定める額 ・情報関連産業、自然科学研究所及び製造業（先端産業）に係る事業場については限度額3,000万円 ・製造業（先端産業外）及び市長特認に係る事業場については限度額1,000万円 <p>【雇用創出助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始の属する年度の翌年度以降3年度間に1年以上継続して新たに雇用した市内在住者の増加数に次の区分に応じた金額を乗じて得た額 限度額3,000万円 <ul style="list-style-type: none"> 正規雇用1人につき40万円 障害者雇用1人につき50万円 上記以外1人につき10万円 <p>【操業支援助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税（土地分を除く）の課税額に次の率を乗じて得た額 (第1年度) 9/10 (第2年度) 2/3 (第3年度) 1/3 限度額1億5,000万円 	<p>【奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間 ・固定資産税相当額 <p>【利子補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間 ・固定資産取得に要した経費の内、公的機関及び一般金融機関の貸付金の利子補給 <p>【便宜供与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得 ・労働力確保 ・道路、水道、排水路等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間 ・適用税率 (第1年度) 100分の0.14 (第2年度) 100分の0.35 (第3年度) 100分の0.7

市町村名	伊根町		
条例等の名称	伊根町工場等誘致条例	半島振興対策実施地域の指定に伴う伊根町町税条例の特例に関する条例	過疎地域における伊根町町税条例に関する条例
優遇措置	補助金 便宜供与	固定資産税の不均一課税	固定資産税の免除
対象地域・対象者	町内（新設する者）	町内（製造事業で新增設する者）	過疎地域（製造業、ソフトウェア業、旅館業で新增設する者）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害の発生するおそれのないもの、又は未然防止に必要な措置が講ぜられるもの ・ 固定資産の取得額が3,000万円を超えるもの ・ 常用従業員、下請工場主等との合計が10人を超えるもの 	機械、建物等の取得額が2,700万円を超えるもの	機械、建物等の取得額が2,700万円を超えるもの
内 容	【補助金】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間 ・ 固定資産税相当額 【便宜供与】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地条件の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間 ・ 適用税率 (第1年度) 0.14/100 (第2年度) 0.35/100 (第3年度) 0.7/100 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間

市町村名	京丹波町	久御山町	
条例等の名称	京丹波町企業立地促進条例	展示会等出展支援助成制度	K E S 等認証取得助成制度
優遇措置	補助金 宅地供与 利子補給	出展助成	認証取得経費助成
対象地域・対象者	町内（新・増設する者）	町内の中小企業者	町内の中小企業者
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の取得価額 5,000万円超 ・常用従業員数 10人超 	1年以上住所を有し、継続して1年以上事業を営み、町税を完納していること。	町内に事業所を有し、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間にK E Sステップ1, K E Sステップ2又はISO14000シリーズの認証を新規に取得し、町税を完納していること
内 容	<p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当額の補助 ・3年間 <p>【宅地供与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員宅地の無償供与（固定資産税相当額） ・宅地供与地は町内 <p>【利子補給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産取得に要した5年以上の借入金 ・年利1%以内 ・年間限度額 100万円 ・限度5年間交付 	出展及び移送に要する経費の2分の1以内で上限40万円	<ul style="list-style-type: none"> ・認証取得に要した経費の2分の1以内（1回限り） ・上限額 K E Sステップ1 5万円 K E Sステップ2及びISO14000シリーズ 15万円

市町村名	井手町	宇治田原町	笠置町
条例等の名称	井手町工場等誘致条例	宇治田原町工業団地企業立地促進条例	笠置町工場誘致条例
優遇措置	奨励金	事業場設置助成金 雇用創出助成金	固定資産税の減免 利子補給金の交付 工場設置のための便宜供与
対象地域・対象者	町内に新たに工場等を設置する者	宇治田原町工業団地、緑苑坂テクノパーク 情報関連産業、自然科学研究所、製造業、 町長特認 対象地域に立地しようとする対象者で助成 対象企業として指定された企業の事業場	町内（設置する者）
対象要件	京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例及び京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金交付要綱の適用を受ける者	【事業場設置助成金】 ・事業場の新設 【雇用創出助成金】 ・事業場の操業開始に伴い、地元より新規に雇用した場合	・地域産業の振興上適当と認めるもの ・常用従業員数 20人以上 ・固定資産の取得価額 5,000万円超 ・公害防止等の措置が十分で、生活環境に支障を及ぼさないと認められるもの
内 容	・固定資産税納税額の50% ・法人町民税納税額の100% ・適用期間 1年	【事業場設置助成金】 ・操業開始年度の固定資産税額の5分の4に相当する額以内 【雇用創出助成金】 ・30万円に地元新規雇用者数の人数を乗じ得た額 ・限度額 300万円	【固定資産税の減免】 ・5年間、固定資産税の2分の1を減免 【利子補給金の交付】 ・5年間町長が認めた公的機関及び一般金融機関からの5年以上の長期借入金に対し年利率1%以内の額（100万円を限度） 【工場設置のための便宜供与】 ・労働力の確保 ・公共性のある道路、水道及び排水路等整備 ・その他町長が必要と認める事項

市町村名	精華町	
条例等の名称	関西文化学術都市建設等に係る精華町税条例の特例に関する条例	精華町企業立地促進条例
優遇措置	固定資産税の不均一課税	事業場等設置助成金 操業支援助成金 雇用創出助成金
対象地域・対象者	・文化学術研究地区内（新・増設する者）	・町内 ・情報関連産業 ・自然科学研究所 ・製造業 ・町長特認
対象要件	・当該特定研究施設の用に供する償却資産若くは家屋又はその敷地である土地 ・2億円以上	・情報関連産業、自然科学研究所に係る本店及び事業場製造業（先端産業）に係る本店敷地面積500㎡以上又は投下固定資産額等2,000万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上 ・製造業（先端作業）に係る事業場、製造業（先端産業以外）及び町長特認に係る本店及び事業場敷地面積500㎡以上かつ投下固定資産額等5,000万円以上又は地元新規雇用者数1人以上 ・地域経済、産業の発展に効果が大きいと認められること。環境保全に配慮した施設整備及び運営
内 容	・3年間 ・適用税率 (第1年度)0.14/100(第2年度)0.467/100 (第3年度)0.933/100	【事業場等設置助成金】 ・投下固定資産額等（土地取得を除く）の100分の10以内の額、リース資産等は町長が定める額 ・情報関連産業、自然科学研究所及び製造業（先端産業）に係る事業場については限度額3,000万円 【操業支援助成金】 ・固定資産税（土地分を除く）の課税額に次の率を乗じて得た額 (第1年度)9/10 (第2年度)2/3 (第3年度)1/3 限度額3,000万円 【雇用創出助成金】 ・操業開始の属する翌年度以降3年度間に1年以上継続して新たに雇用した町内在住者の増加数に次の区分を乗じて得た額 正規雇用1人につき40万円 障害者雇用1人につき50万円 上記以外1人につき10万円 限度額 3,000万円

京都府の施策（向日市内で立地の場合）

補助金

融資

対象

	要件（下記の数値以上のもの）			
	施設	用地面積	投下固定資産額等	地元雇用者
製造業	本社	1,000 m ² 又は1億円		5人
	工場等	3,000 m ²	3億円又は10人	
情報関連産業	本社	1,000 m ² 又は5,000万円		5人
自然科学研究所	工場等	1,000 m ² 又は1億円		5人

【京都産業立地戦略2-1 特別対策事業費補助金】

投資額補助

補助率：投下固定資産額の10%

限度額：1億5千万円

投下資産額（250億円以上）新規地元雇用数（25人以上）により、限度額上昇

新規雇用補助

補助率：新規常用雇用者一人あたり40万円

障害者は50万円、非正規等は10万円

投下資産額（250億円以上）新規地元雇用数（25人以上）により、限度額上昇

【雇用のための企業立地促進融資】 京都産業立地戦略2-1 特別対策事業費補助金対象事業所

融資限度額：所用資金の90%以内で20億円以内（内運転資金1億円以内）

融資期間：20年以内（運転資金は7年以内）

融資利率：年1.7%（設備資金は年1.2%）

当初10年間固定、11年目以降は取扱金融機関の長期最優遇金利

税の特例措置

対 象

	要件（下記の数値以上のもの）		
	施 設	設備取得額	常時雇用者数
製 造 業	工 場	2,500 万円超	5 人
ソフトウェア業			
情報処理サービス業	研究所・開発拠点	5,000 万円超	5 人
自然科学研究所			

設備取得額については、土地を除く

【不動産取得税減免】

減額率：50%